

## 事業評価書 ( 事前・事後 )

平成 16 年 8 月

評価対象 ( 事業名 )	重度障害者在宅就労促進特別事業		
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	
	関係部局・課	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	8	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること
		障害者の雇用を促進すること

## (2) 事業の概要

事業内容 ( 新規・一部新規 )				
在宅の重度障害者を対象に I T を活用した仕事の受注・分配等を行う在宅就労事業者 ( パーチャル工房 ) に対して 1 箇所につき 3 年間の補助を行うとともに、工房を利用する障害者の技術指導等にかかる支援を実施する。				
予算概算要求額				( 単位 : 百万円 )
H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
-	-	-	-	1 0 0

## (3) 問題分析

## 現状分析

I T 化の進展は在宅就業を可能としたが、在宅の重度障害者が在宅のまま就労するための支援が行われていないため、現実にはこれらの者の就業の機会はほとんど得られていない。

## 問題点

障害者の在宅就労については、身体障害児・者実態調査等からそのニーズはあるものと推察されるが、上記のような支援策がないことが、在宅の重度障害者の就労機会を阻害する主な要因であると考えられる。

## 問題分析

I T を活用し、デジタル・ディバイドを解消するための訓練を実施しつつ、企業から受注した仕事を元に訓練を行い、在宅での就労に結び付ける支援策を創設し、在宅の重度障害者に就業機会を与えることで、この問題は解決できると考えられる。

## 事業の必要性

都道府県等が本事業を実施することにより、在宅就労に必要な情報処理技術の教育、企業から受注した作業を用いた訓練指導等を行うとともに、在宅就業に関するノウハウをもつ支援団体を通じ、在宅就労に関する相談・援助を行うことで、これらの問題を解決し、障害者の在宅就労が促進されるものである。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期		この事業を通じて技術教育等が終了し、在宅雇用や起業が進む平成19年度以降				
アウトカム指標	H17	H18	H19	H20	H21	目標値/基準値
在宅雇用者、在宅起業者数						
(説明) 当該指標を確認することにより、本事業による障害者の雇用等の促進効果の確認が可能。			(モニタリングの方法) 事業実施報告			
アウトプット指標	H17	H18	H19	H20	H21	目標値/基準値
在宅就労の訓練者数						
(説明) 当該指標を確認することにより、在宅の障害者の雇用等の促進効果の確認が可能。			(モニタリングの方法) 事業実施報告			

2. 評価

(1) 必要性

公益性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 社会的な在宅就労環境を整備することにより、障害者の就労を促進することは、個々の企業の取組みを超えて、行政が行うべきものであり、公益性を有する。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 障害者の在宅就労については、全国的にも新しい試みであり、国として特定の地域に偏ることがないよう、全国的な視野に立った配慮を行うことが必要であり、国と地方の連携体制を確立しつつ実施していく必要があることから、国で実施することが適当である。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 本事業は、在宅就労に関する知識を有する民間への委託により実施することで、効率的・効果的な実施が可能である。			
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

(理由)

近年の厳しい雇用失業情勢等の中で、障害者の解雇者等が増加していること、及び障害者基本計画等により、障害者施策が施設福祉から地域生活支援へと大きな流れにある中で、障害者の雇用・就業の場を拡大していく必要があることから、本事業により障害者の在宅就労の場を拡大することは喫緊の課題である。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
従来、就業の機会を得ることができなかった通勤の困難な在宅の重度障害者が、本事業を活用することにより在宅での就業が可能になる。
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
在宅就業の拡大により、障害者の雇用の促進に資するとともに、在宅雇用・起業により障害者が経済活動に参加することで、相当の経済効果も見込めるものである。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
在宅就労環境の整備を行う事業であるので、具体的に障害者の就業の効果が出るまでに一定の時間がかかるものと思われる。

(3) 効率性

手段の適正性	
当該事業が行われない場合、在宅の重度障害者の就業の道を閉ざすことになる一方、本事業の実施により、従来就労が困難であるとされてきた障害者が労働者となりうるなど、相当の効果が見込めることから、本事業の実施は適正であると考えます。	
費用と効果の関係に関する評価	
上記のとおり、従来福祉サービスを受取る側であった在宅の重度障害者が同時に在宅就業により経済活動に参加することで、障害者にとっても社会的にも相当の効果が見込めるものである。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
（有の場合の整理の考え方）	

(4) その他

なし。
-----

3. 特記事項

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。
各種政府決定との関係及び遵守状況
障害者基本計画（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）
重点的に取組むべき課題
2 活動し参加する力の向上

### (3) IT革命への対応

急速に進展する高度情報通信社会において障害者の社会参加を一層推進するため、デジタル・ディバイド（ITの利用機会及び活動能力による格差）解消のための取組を推進する。

特に、ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を図る。

また、障害者が地域で安全に安心して生活できるよう、ITの活用による地域のネットワークを構築する。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004

#### 4 「人間力」の抜本的強化

##### (1) 「人間力」強化のための戦略の検討

- ・ 障害者の雇用・就業・自立を支援するため、在宅就労や地域における就労の支援、（中略）地域生活支援のためのハード・ソフトを含めた基盤整備等の施策について法的整備を含め充実強化を図る。

総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

障害者基本法の一部を改正する法律に対する附帯決議（参）

- 2、障害者の雇用・就業、自立を支援するため、障害者の地域における作業活動の場の育成等を推進するとともに、（中略）これらについて法的整備を含め充実強化を図ること。

会計検査院による指摘

なし。